

しらぎく幼稚園運営規定

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この幼稚園は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定にしたがって就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 この幼稚園は以下に掲げる教育目標及び幼稚園教育要領に基づき、質の高い特定教育・保育を提供する。

- 1 幼稚園にかかわるすべての人がともに成長しあう「共生」を基本に育成します。
- 2 「あそび」を通しての心と体づくりを大切にします。
- 3 自然とのふれあいのなかですこやかな心を育てます。
- 4 自分で考え選択し活動できることを目指します。

(名 称)

第 3 条 この幼稚園は、しらぎく幼稚園という。

(所在地)

第 4 条 この幼稚園は、福岡県福津市福間駅東 3 丁目 4 番 1 号に置く。

(入園資格)

第 5 条 この幼稚園に入園できる者は、満 3 才から小学校入学の時期に達するまでの幼児とする。

(学級及び定員)

第 6 条 この幼稚園の定員及び学級は、次の通りとする。

5 才児	4 学級	120 人
4 才児	4 学級	115 人
3 才児	4 学級	105 人
満三歳児	2 学級	40 人
合計	14 学級	380 人

2 この幼稚園の利用定員は上記の表と同じとする。

第 2 章 保育年限 保育期間及び休園日

(保育年限)

第 7 条 この幼稚園の保育年限は 4 ヶ年、3 カ年、2 カ年及び 1 カ年とする。

(保育期)

第 8 条 1 年を次の 3 保育期に分ける。

第一保育期 4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで。

第二保育期 9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで。

第三保育期 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで。

(休園日)

第 9 条 この幼稚園の休園日は次の通りとする。ただし、必要により変更することがある。

1. 土曜日及び日曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する日
3. その他園が必要と認めた日
4. 夏期休園 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日まで。
5. 冬期休園 1 2 月 2 3 日から 1 月 8 日まで。
6. 春期休園 3 月 2 0 日から 4 月 7 日まで。

(その年度で曜日により多少の変更がある)

第 3 章 教育課程、保育時刻及び教職員組織

(教育課程)

第 1 0 条 保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現とする。

(保育時間)

第 1 1 条 始業及び就業の時刻は、次の通りとする。

午前 9 時から午後 2 時 3 0 分までとする。ただし、季節により多少変更することがある。

(教職員組織)

第 1 2 条 この幼稚園に次の教職員を置く。

園長	教頭	主幹教諭	教諭	講師	事務	用務員	運転手	薬剤師	園医	歯科医	教育補助	計
1	1	1	18	3	1	1	4	1	1	1	15	48

2 職員数は園児数に応じて変わることがある。

第13条 この幼稚園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 園長 1人

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 教頭 1人

教頭は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 主幹教諭 1人

主幹教諭は、園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、幼児の教育をつかさどる。

(4) 教諭 18人以上

教諭は、幼児の教育をつかさどる。

(5) 講師 3人(非常勤3人)

講師は、教諭及び助教諭に順ずる職務に従事する。

(6) 事務職員 1人(常勤1人)

事務職員は、事務に従事する。

(7) 用務員 1人(常勤1人)

用務員は、当園の雑務を行う。

(8) 運転手 4人(非常勤4人)

運転手はスクールバスの運転をする。

(9) 薬剤師、園医、歯科医 (非常勤3人)

園児の健康診断など健康、保健、衛生に関する職務に従事する。

(10) 教育補助員 18人(非常勤18人)

教育補助員は、教諭の職務を助ける。

第4章 利用の開始、終了及び利用にあたっての留意事項

(利用の開始)

第14条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、運営規定について利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。また、入園、退園、転園については、園長の許可を要する。

第15条 入園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に届け出るものとする。

(入園の選考)

第16条 入園申し込みが定員よりも多い場合は下記の順番で選考する。

- (1) 抽選により決定する方法。
- (2) 当園の教育理念に基づき決定する方法。

(休園)

第17条 病気やその他止むを得ない理由により、休みが1ヶ月以上になる場合は、願い出によって園長は、休園を許可することができる。

(利用の終了)

第18条 この幼稚園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）19条1項第1号に規定する小学校就学前の子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申し出があったとき。
- (3) 利用子どもの保護者の居住する自治体が当園の利用継続が不可能であると認められたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

第5章 基本保育料、特定保育料等及び教育準備金、実費徴収

(基本保育料)

第19条 基本保育料は保護者の申請により市町村が決定した額とする。

(特定保育料・教育準備金)

第20条 この幼稚園は施設設備の維持、保育の質の向上のため、施設費として下記の特定保育料を毎月徴収する。

年長組	4000
年中組	4000
年少組	5000
満三歳児	6000

2 在籍者は、出席の有無にかかわらず、毎月10日までにその月分を納入しなければならない。

3 母親の出産に関する休みについては、特定保育料等を一か月に限り減免する。

4 特定保育料の2ヵ月以上滞納の場合は休園処分とする。

(教育準備金)

第21条 入園までにかかる事務、クラス編成などの費用を教育準備金として1人3万円徴収する。

- 2 教育準備金は入園決定の翌月までに納入しなければならない。期限までに納入がない場合は、入園決定を取り消す場合がある。

(実費徴収)

第22条 実費徴収は1年間にかかる費用を12カ月に分け特定保育料等と一緒に毎月徴収する。

1 園の行事にともなう実費、その他を行事費として月300円徴収する。

2 給食費として月額4500円を徴収する。

3 バス代として月額2500円を利用者のみから毎月徴収する。

第23条 必要に応じて教材費その他の実費を徴収することができる。その場合は事前に保護者に説明し了解を得ることとする。あるいは新たに同意書が必要な場合は園と保護者の間に同意書を交わしてから徴収する。

第24条 概納の特定保育料、実費徴収、教育準備金は返還しない。

第7章 緊急時、災害時等における対応

(緊急時における対応)

第25条 この幼稚園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第26条 この幼稚園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待防止のための措置)

第27条 この幼稚園は、利用子どもの人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の必要な措置を講ずる。

第8章 その他

(その他)

第28条 保護者はこの幼稚園の教育・保育の方針について、理解協力することとする。

- 2 保護者は利用子どもの発達や特性に応じ、通園方法、日数、時間などの園からの提案があった場合その方法等について理解し園と協力して、利用子どもの成長につながる様努める事とする。

第 29 条 特定保育料、その他実費徴収の額は在園中に変わる事がある。その場合はその都度、運営規定について説明し、保護者と契約することとする。契約の更新が出来ない場合はその年の年度末をもって利用子どもは退園とする。

第 30 条 在園中に園の方針、その他の事情により特定教育・保育のカリキュラムや内容、年間の計画等が変わることがある。

付 則

1. この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。